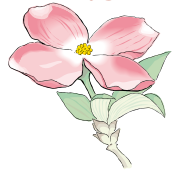


人権ひろば



心のつながりすてきな笑顔 ⑩
認知症について正しい理解を

日本は超高齢社会を迎え、高齢者が高齢者を介護する老老介護や、子どもが一人で親を介護するケースも増えています。

認知症は脳の病気で、65歳以上の9人に1人は認知症の症状があるといわれ、誰もがなる可能性のある病気です。症状に最初に気付くのは本人で、もの忘れによる失敗や、今まで簡単にできていたことがうまくいかなくなるのが徐々に増え、なんとなくおかしいと感じ始めます。自分は認知症かもしれないという不安な気持ちから、「私には忘れていない」、「病院に行く必要はない」

とかたくなな態度をとってしまうことがあります。

そのため、認知症になると、何も理解できないだろうとプライバシーを侵害されるなど、誤解や偏見を受けやすくなります。誰もがなりうる認知症。周りの人が正しい知識を持ち、助け合うことができれば、認知症の人もその家族も住み慣れた地域で暮らすことができます。互いに理解し合おう。

(人権啓発広報編集委員会)

高齢者相談センターでは、認知症など高齢者に関する総合的な支援を行なっています。

- 高齢者相談センター
どりいむ(中中之町六丁目)
☎0848・61・4410
- 高齢者相談センター
三恵苑(城町三丁目)
☎0848・63・6775
- 高齢者相談センター
三原市医師会(宮浦一丁目)
☎0848・63・7100
- 高齢者相談センター
大空(下北方一丁目)
☎0848・86・2450
- 高齢者相談センター
はーもにー(久井町和草)
☎0847・32・5007
- 高齢者相談窓口
すなみ荘(須波ハイツ四丁目)
☎0848・69・3269
- 高齢者相談窓口
三原慶雲寮(小坂町)
☎0848・66・2100
- 高齢者相談窓口
だいわ(大和町和木)
☎0847・34・1214
- 高齢者福祉課(市役所本庁1階)
☎0848・67・6055

人権標語

(高校2年生の作品)

人権は 人からではなく 自分から

消費生活相談

81

通信販売で買った商品が、返品できない

《相談内容》

インターネットの通信販売で、自動車のハンドルを購入した。実際届いてみると、写真で見た色と実際の色が思っていた色と違っていたので業者に返品依頼をしたが、受け付けてもらえなかった。クーリング・オフできるのではないか。

《アドバイス》

相談者には、通信販売はクーリング・オフの対象外であることを説明しました。明らかに違う色が届いたのなら返品が可能かもしれませんが、イメージと違うという理由では難しいことを伝えました。

クーリング・オフ制度は、訪問販売など不意打ち性のある特定の販売方法で商品を購入した場合にしか適用されません。今回のようにインターネットやカタログで商品を確認した上で契約できる通信販売は対象外です。

ただし、通信販売業者が返品特約を定めている場合はその特

約によります。

通信販売は、在宅でさまざまな商品を購入できて便利ですが、購入前に実物を見たり手に取ったりできないため、トラブルになることがあります。面倒でも、契約の内容や返品の手続きについてよく確認してから申し込むようにしましょう。



消費生活センター

☎0848・67・6410

専門の相談員が、消費生活の困り事の解決策と一緒に考えます。
とき 8日を除く月～金曜日
9時～12時、13時～16時

ところ 市役所本庁5階

※電話相談も可能です。

【巡回相談予約制】

とき 12日(金)・19日(金)・26日(金) 14時～16時

ところ 本郷・久井・大和支所

申し込み 相談日の前日まで
に、消費生活センターまたは
商工振興課(☎0848・67・

6072)へ